

群馬県未規制事業場排水処理指導要綱

(目的)

- 1 この要綱は、公共用水域及び地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法の規定に基づく排水基準等の適用を受けない工場・事業場からの排水の排出及び地下浸透に関し、県が行う指導について必要な事項を定めたものである。

(定義)

- 2 「未規制事業場」とは、次のいずれかに該当する工場・事業場をいう。

(1) 排水に係る未規制事業場

次のいずれかに該当する工場・事業場をいう。

小規模特定事業場

特定事業場及び水質特定事業場であって、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル未満のもの

小規模非特定事業場

特定事業場及び水質特定事業場以外の工場・事業場であって、1日当たりの平均的な排水（浄化槽法第2条第一号に規定される浄化槽において処理された排水を除いた排水）の量が10立方メートル未満のもの

(2) 地下浸透水に係る未規制事業場

地下浸透水を浸透する工場・事業場（有害物質使用特定事業場を除く。）

(排水の排出に係る指導指針)

- 3 排水に係る未規制事業場からの排水については、次に掲げる排水指導基準に適合するよう指導するものとする。

排水指導基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	60
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	60
浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	70
備考	
1 この表に掲げる排水指導基準は、工場又は事業場の排水口における排水（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽において処理された排水を除く。）について適用する。	
2 水素イオン濃度についての排水指導基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水及び水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する事業場に係る排水については、適用しない。	
3 生物化学的酸素要求量についての排水指導基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水指導基準は、湖沼に排出される排水に限って適用する。	
4 牛房施設、豚房施設又は馬房施設を設置している畜産農業又はサービス業に属する事業場から排出される排水については、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量の許容限度は1リットルにつき80ミリグラム、浮遊物質の許容限度は1リットルにつき120ミリグラムとする。	

(地下浸透に係る指導指針)

4 地下浸透水に係る未規制事業場において汚水又は廃液の地下浸透を行わないよう指導するものとする。

ただし、排出先が他にない等、やむを得ず地下浸透を行う場合については、当該地下浸透水は次の各号に適合するよう指導するものとする。

(1) 有害物質の地下浸透制限基準（水質汚濁防止法第 8 条で規定する環境省令で定める要件に該当しないこと）に適合するもの

(2) 排出水指導基準に適合するもの

(県の役割)

5 県は、上記によるもののほか次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 未規制事業場に対し、排出水及び地下浸透水の適正な処理について、周知・啓発を行うこと。

(2) 未規制事業場が行う排水処理対策について、必要な資金の融資及び技術的な援助に関する情報を提供すること。

(市町村の協力)

6 県は、県が実施する未規制事業場からの排出水の排出及び地下浸透に関し、必要に応じ、市町村の協力を求めるものとする。

(その他)

7 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。